

塩竈市地域防災計画の概要について

1. 地域防災計画の概要

1.1. 計画の位置づけ

塩竈市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、塩竈市防災会議が市域の災害対策全般に関して、塩竈市が処理すべき事務または業務を定める計画である。

■参考：災害対策基本法（昭和 36 年条例第 223 号） 抜粋

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

1.2. 目的

塩竈市地域防災計画では、災害による市民の生命、身体および財産への被害を可能な限り軽減することを目的とし、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や、災害発生時の応急対策、さらには復旧・復興期において実施すべき対応などを定めている。

1.3. 構成

塩竈市地域防災計画は、地震、津波、風水害等および原子力災害の 4 編から構成されている。

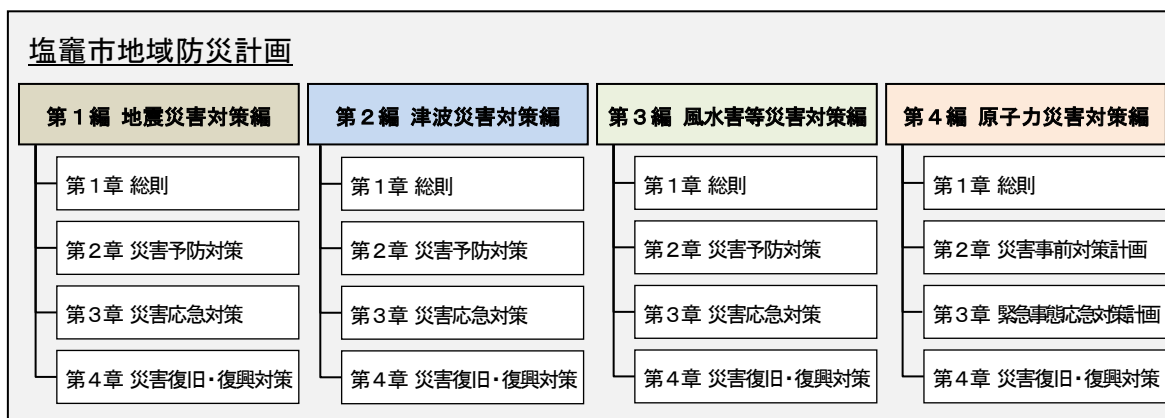


図 1 塩竈市地域防災計画 構成図

1.4. 各章の内容

塩竈市地域防災計画では、市、その他の防災関係機関、関係団体及び住民の役割、責任、業務等についての基本的な指針を定めている。

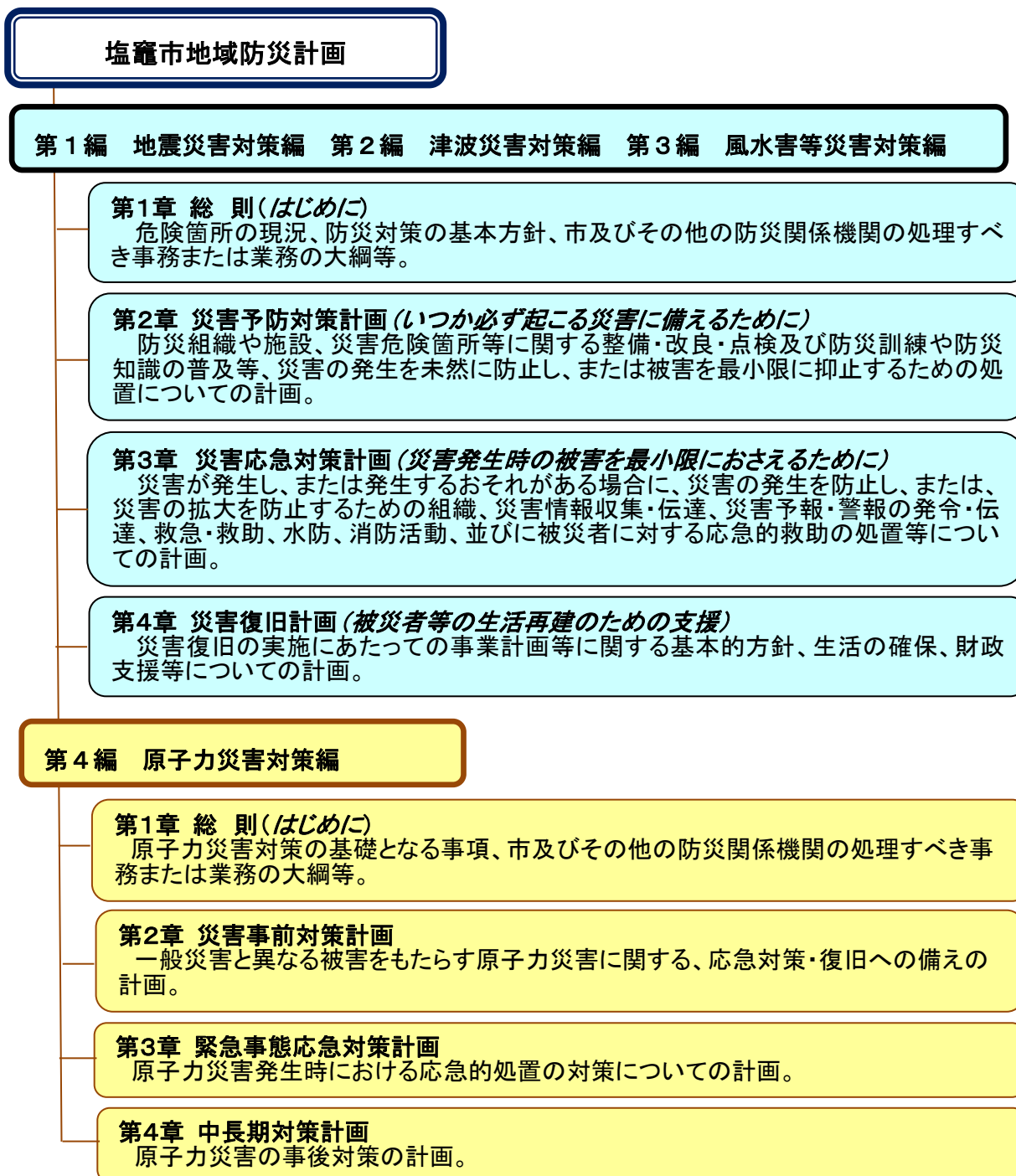


図 2 各章で定めている内容

1.5. 基本理念



『自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、そして行政等が行う「公助」を基本とし、それぞれの責務・役割そして連携を明確にしながら、誰もが安全で安心な生活がいつまでも送れる地域社会の構築を基本理念とする。』

1.6. 検討体制

地域防災計画改訂の検討体制は以下の組織図のとおりとする。

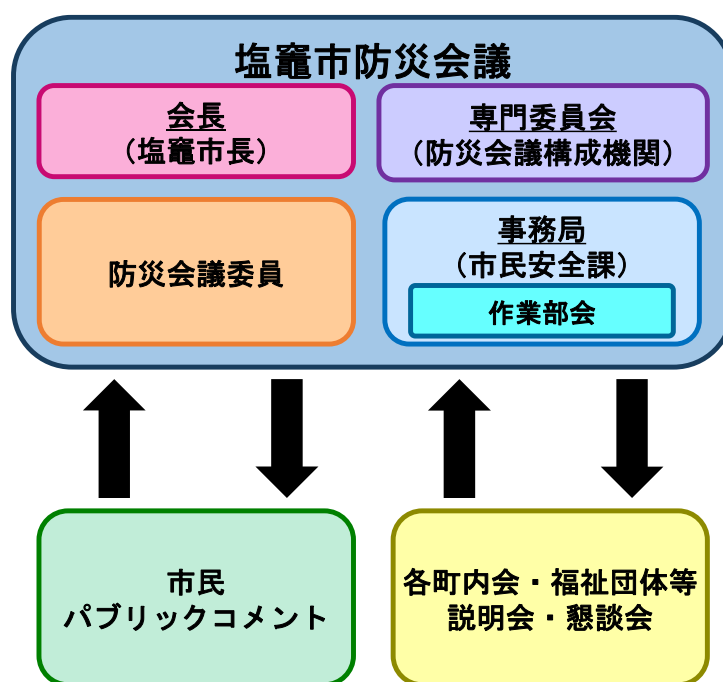


図 3 地域防災計画検討体制 組織図

(1) 防災会議の位置づけ

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条の規定に基づき、塩竈市の地域防災計画の作成や推進、市長の諮問に応じて塩竈市の防災に関する重要事項を審議するため、防災会議が設置されている。

■参考：災害対策基本法（昭和 36 年条例第 223 号） 抜粋

(市町村防災会議)
<p>第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。</p>

(2) 防災会議および専門委員会、作業部会の所掌事務

表 1 防災会議に関する組織の概要

組織	事務の概要	具体例
防災会議	<p>全体の方向性や成果の承認・決定を行う場</p> <p>※災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の大綱、方針決定 ○計画（案）の承認 ○幹事会議等に諮るべき事項の決定 ○関係機関への依頼 ○情報共有と意見交換
専門委員会	<p>塩竈市の防災対策に関する専門の事項を調査・分析し、防災会議等に提言を行う。</p> <p>※塩竈市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 2 号）第 4 条に基づく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画に関わる専門的な事項の調査・分析 ・ 防災会議等で課題に挙げた課題への対策方策の検討
防災会議 作業部会	<p>防災会議の結果を受け、実務担当者として、検討事項の決定や検討・取りまとめなどを行う。</p> <p>防災会議に提出する計画（案）などを協議・決定する場とする。</p> <p>※塩竈市地域防災計画策定作業部会設置要綱に基づく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災会議に提案や報告をする事項の作業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画案の検討 ○地域防災計画（案）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討項目の決定と検討 ○各機関との情報共有と意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との調整や協議・具体的な作業 ○各市民団体からの意見の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な作業や行動計画の検討

2. 地域防災計画改訂の経緯

塩竈市では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、平成 11 年 12 月に地震と津波を想定した震災対策編で構成する地域防災計画を作成した。

その後、平成 18 年 2 月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定を受け、平成 20 年 1 月に宮城県沖地震を想定した計画に改訂した。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や甚大化・頻発化する風水害等を踏まえ、宮城県地域防災計画の構成に準じた全 4 編（地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、原子力災害対策編）に分割してあらゆる災害に対応するため、平成 26 年 3 月に地域防災計画の改訂を実施した。この改訂では、計画の構成の見直しとともに、「避難対策」、「食料・飲料水対策」、「情報通信網の充実」、「避難行動要支援者対策」などの記載内容の充実を図った。

近年は地震、風水害などの大規模な災害が全国各地で頻発しており、多大な被害が生じている。それらの各種災害に対応するため災害対策基本法を始め、多くの法令等が改正されている。そのため、本市地域防災計画においても、それらを踏まえた改訂を行う必要がある。

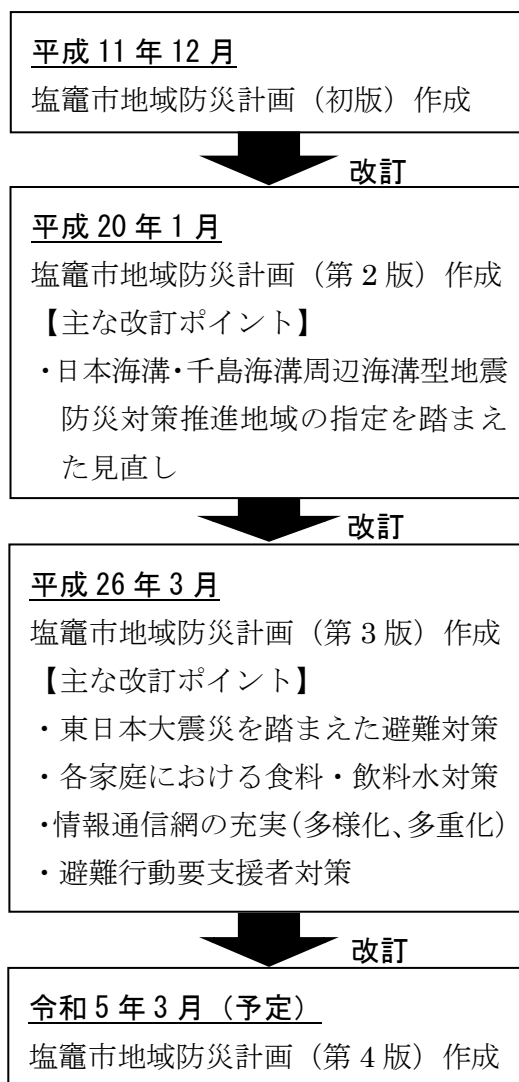


図 4 塩竈市地域防災計画改訂の経緯

3. 現地域防災計画の課題

現地域防災計画の課題としては、以下の課題が挙げられる。

- ① 各種法令の改正等を踏まえた見直しが必要。
- ② 令和 4 年度の組織改編（予定）を基に、各課対応事項の整理が必要。
- ③ 庁内各課及び町内会の課題を踏まえた地域防災計画の検討が必要。
- ④ 指定避難所の見直しが必要。（指定避難所が土砂災害警戒区域や本市指定文化財に指定されている。）

4. 今回の改訂の目的

今回の改訂では、前回の改訂から改正されている各種法令やガイドライン、上位計画の見直しを踏まえた改訂を実施するほか、組織改編に基づく所掌業務の見直しを行うことで、関連計画や庁内体制の実態との整合を図る。さらに、指定避難所の見直しや庁内各課および町内会に対するアンケート調査等から抽出された防災に関する課題を地域防災計画へ反映し、計画の実効性の向上に資することを目的とする。

■参考：塩竈市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 2 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、塩竈市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平 12 条例 13・一部改正）

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 塩竈市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて塩竈市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平 24 条例 31・一部改正）

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - (3) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 市の教育長
 - (7) 塩釜地区消防事務組合消防長及び消防団長
 - (8) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、防災に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 5 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（昭 45 条例 12・平 24 条例 31・一部改正）

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者又は市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 4 月 条例第 12 号）

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 条例第 13 号）抄

（施行規則）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

■参考：塩竈市防災会議規則（昭和 38 年 8 月 31 日規則第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、塩竈市防災会議条例(昭和 38 年条例第 2 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、塩竈市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(昭 57 規則 23・一部改正)

（会議の招集）

第 2 条 防災会議の招集は、会長が会議開催の 5 日前までに開催日時、開催場所及び議事事項を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
2 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

（会議成立及び運営）

第 3 条 会議は、出席委員の数にかかわらず開くことができる。
2 会議の議長は、会長をもって充てる。
3 議事は、議長の定める日程に従ってこれを行う。
4 委員は、議事日程につき意見を出すことができる。

（会議録）

第 4 条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。
(1) 開催の日時及び場所
(2) 出席委員及び欠席委員の氏名
(3) 説明等のため出席した者の氏名
(4) 諸報告の概要
(5) 議事の概要
(6) その他会議において必要と認める事項

（会議録署名委員）

第 5 条 会議録に署名すべき委員は 2 人とし、議長がこれを指名する。
2 前項の委員で会議中に退席した者がいるときは、更に後任者を指名しなければならない。

（庶務）

第 6 条 防災会議の庶務は、塩竈市市民総務部市民安全課において掌るものとする。
(平 8 規則 11・平 14 規則 25・平 23 規則 61・一部改正)

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(昭 57 規則 23・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(昭 57 規則 23・一部改正)

附 則(昭和 57 年 3 月規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月規則第 11 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月規則第 25 号)抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。